

○農林水産省告示第二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十七の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びブラッド種のマングウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

一中「タイ王国の」を「タイの」に、「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

三の（一）中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

四の（一）中「四十六・五度」を「摂氏四十六・五度」に、「四十三度」を「摂氏四十三度」に、「四十七度」を「摂氏四十七度」に改め、同（二）中「四十三度」を「摂氏四十三度」に、「四十七度」を「摂氏四十七度」に改める。

五中「実施された」を「実施されている」に改める。

六の（三）及び七中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。